

文京区国民健康保険における出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置について

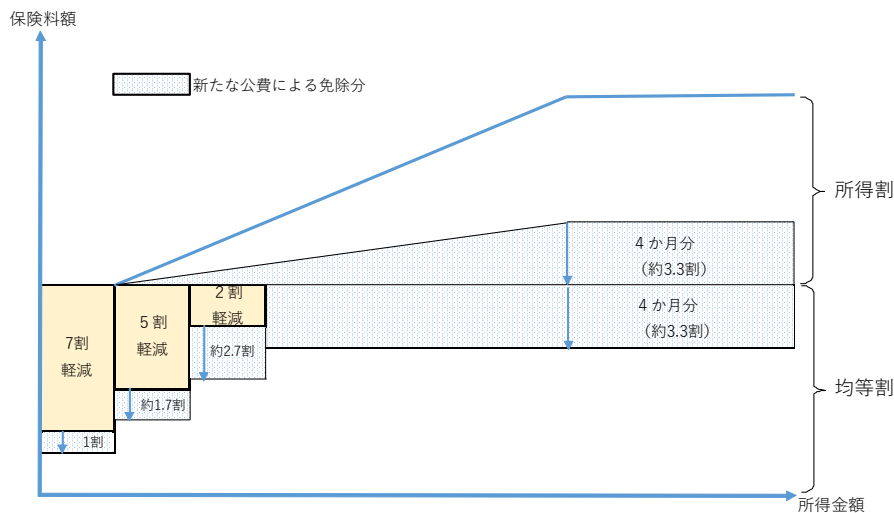
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、文京区国民健康保険における出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置を実施する。

1 概要

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月分[※]）の保険料を減額する。

※ 多胎妊娠・出産の場合は6か月分

【イメージ図】



2 軽減措置の対象等

(1) 対象者

軽減措置対象期間において、文京区国民健康保険の被保険者であって、出産する予定の者又は出産した者

※ 「出産」の考え方

妊娠 85 日以上分娩をいい、死産、流産及び早産の場合を含む。

(2) 対象期間

出産予定日（出産日）が属する月の前月から出産予定日（出産日）が属する月の翌々月まで

例：令和6年5月に出産予定

⇒ 令和6年4月から令和6年7月までの4か月分を減額

多胎妊娠・出産の場合は、出産予定日（出産日）が属する月の3か月前から出産予定日（出産日）が属する月の翌々月まで

例：令和6年5月に出産予定

⇒ 令和6年2月から令和6年7月までの6か月分を減額

3 開始時期

令和6年1月1日

⇒ 令和6年1月以降に軽減対象期間がある場合に対象とする。